

新型コロナウイルス特殊勤務手当支給事業補助金対象医療機関の拡大について

令和3年1月19日
医療介護人材課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者やその疑い患者等（以下、「新型コロナ患者等」とする。）に対応した医療関係者に対する特殊勤務手当の補助対象となる医療機関について、現行の「指定感染症医療機関」、「入院協力医療機関」及び「帰国者・接触者外来」に「診療・検査医療機関」のうちA又はBに指定されている医療機関を加えるよう見直しを行う。

【診療・検査医療機関の役割】

区分	医療機関の役割	医療機関数（1/13 現在）
A	コロナウイルス感染症患者対応ができない医療機関から紹介された患者への診療・検査	232 医療機関
B	どの医療機関を受診すべきか判断に迷った県民からの相談を受け付ける『積極ガードダイヤル』から紹介された患者への診療・検査	
C	自院に訪れた患者への診療・検査	478 医療機関

2 当該補助金の概要

新型コロナウイルス感染症対応に携わる医療従事者の処遇改善及び協力医療機関の確保を目的として、新型コロナウイルス感染症対応に携わる医療従事者に特殊勤務手当を支給する医療機関に対して補助を行う。

【支給額】

作業1日当たり 3,000円又は4,000円※

※次の作業に従事した場合は4,000円

- ・患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
- ・患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業

3 対象拡大の理由

- ① 通常の診療業務に加えて、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い患者を受け入れており、当該医療機関に勤務する医療従事者の感染リスクに対して、報いる必要があるため。
- ② 県としては、不安を抱える県民からの相談に迅速に対応する体制を構築するために、A、Bの役割を担う医療機関を増やしていく必要があり、当該補助金はそのためのインセンティブになるものと思われるため。